住所　札幌市中央区北1条西20丁目1番6－806号
王承　昭和38年3月10日生
王慎思　平成4年10月22日生
住所　愛知県豊田市千石町2丁目36番地
尹基成　昭和47年1月3日生
住所　山口県宇部市大字妻崎開作499番地1
○石万　昭和49年12月24日生
金了子　昭和51年10月28日生
○洸孝　平成18年1月1日生
○迪昊　平成19年10月6日生
住所　神奈川県藤沢市本藤沢2丁目3番7号
安重一　昭和37年9月8日生
住所　横浜市神奈川区上反町2丁目18番地8
金光子　昭和22年6月17日生
住所　横浜市神奈川区上反町1丁目11番地23
金吉成　昭和47年1月18日生
住所　栃木県宇都宮市下川俣町140番地14
盧淳子　昭和46年8月28日生
金晴香　平成10年1月15日生
住所　神奈川県逗子市逗子2丁目6番23－603号
林由美　昭和48年3月2日生
高隆成　平成16年5月27日生
高晃希　平成18年8月9日生
住所　神奈川県平塚市菫平15番1－3－510号
盧採順　昭和37年7月13日生
住所　川崎市多摩区長尾4丁目14番15号
孫幸子　平成元年4月3日生
住所　群馬県高崎市石原町2981番地1
尹吉比古　昭和25年2月3日生
住所　群馬県高崎市石原町1815番地2
尹鑓成　昭和54年1月9日生
住所　群馬県高崎市石原町2987番地1
尹鑓仁　昭和55年5月30日生
住所　群馬県高崎市九蔵町25番地1
尹鑓生　昭和56年10月1日生
住所　群馬県太田市由良町654番地
エムディ・ハフィズ・カビル・カン　昭和56年10月2日生
マスヌン・ハミム・カン　平成22年5月9日生
ナヒヤン・ジャリフ・カン　平成27年1月16日生
住所　東京都江東区大島5丁目32番1－402号
韓奭仁　昭和59年5月27日生
住所　広島県安芸郡府中町柳ヶ丘1番37－302号
金河水　昭和29年1月1日生
住所　東京都荒川区南千住8丁目8番1－707号
金周革　昭和52年12月15日生
住所　東京都立川市一番町5丁目5番地3
○鑓傑　昭和51年2月24日生
住所　東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷694番地1
リンコン・ヒロシ・カマサキ　昭和54年1月11日生
住所　千葉県野田市七光台61番地14
梁伍紀　昭和56年8月23日生
住所　千葉市美浜区真砂4丁目4番5－403号
韓奎浩　昭和52年11月6日生
住所　名古屋市瑞穂区大喜町1丁目6番地2
李静子　昭和25年8月18日生
住所　大阪市此花区春日出北2丁目10番4号
李外順　昭和16年12月27日生

○厚生労働省告示第四十四号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する厚生労働大臣の定める表示を定める件（平成二十七年厚生労働省告示第四百四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月一日から適用する。

平成二十八年三月一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

題名中「第十三条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

制定文中「第十三条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

表示の注1中「第十二条」を「第十五条」に改める。

○農林水産省告示第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月一日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区東雲名字坂本一〇五八の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂本一〇五八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月一日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県駿東郡小山町須走字矢弾山四八九の二六・字石山四九〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月一日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　兵庫県たつの市揖西町竹原字播磨塚九六五の二一〇、九六五の二一一、九六五の二一四、九六五の二一五、九六五の二一八から九六五の二二〇まで、九六五の二二二、九六五の二二三、九六五の二二五から九六五の二二七まで、九六五の二三一、九六五の二三六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字播磨塚九六五の二二三・九六五の二二五から九六五の二二七まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月一日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市城崎町上山字カズワイ二四九の二、二五〇、二五一、二五二の一、二五三から二五五まで、二六六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字カズワイ二四九の二・二五一・二五二の一・二五三・二六三から二六五まで・二六六の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、二五〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。